

令和元年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和元年6月20日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第33 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について

日程第34 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

◎出席議員（15名）

議長	16番	前田篤秀君	1番	高橋義詔君
	2番	稲場仁子君	3番	佐藤登君
	4番	秋元直樹君	5番	一宮龍彦君
	6番	竹中裕志君	7番	渡部正騎君
	8番	山谷敬二君	9番	阿部君枝君
	10番	前島英樹君	11番	佐藤昇君
	12番	山本悟君	13番	黒坂貴行君
	14番	岩澤武征君		

◎欠席議員（1名）

15番 今村則康君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	厂原收君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	舟木淳次君	農政林務課長	広瀬淳次君
経済部長	澤口浩幸君	商工観光課長	小椋将秀君
経済部技監	内野清一君	建設課長	井上隆広君

《令和元年6月20日》

総務課長	鈴木 浩 君	情報管財課長	古賀 伸次 君
生田原総合支所長	門脇 和仁 君	企画課長	佐藤 祐治 君
財政課長	堀嶋 英俊 君	丸瀬布総合支所長	会津 靖朗 君
地域拠点施設準備室参事	今井 昌幸 君	白滝総合支所長	鴻上 栄治 君
会計管理者	伯谷 和昭 君	教育部長	大貫 雅英 君
総務課長	村上 裕和 君	監査委員事務局長	奥山 隆男 君
選挙管理委員会事務局長	奥山 隆男 君	農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	菊地 隆 君	事務局係長	小玉 美紀子 君
事務局主幹	岩井 誠志 君		

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は15人であります。
今村議員より、欠席の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、黒坂議員を指名します。

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第33 議案第25号

- 議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第25号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

- 情報管財課長（古賀伸次君） 議案第25号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

受変電設備の変更に係る費用の追加による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30・31年度遠軽道の駅建設工事（電気設備）であります。

契約金額は、変更前、1億962万円、変更後、1億3,368万5,800円であります。

契約の相手方は、遠軽・北海・工藤特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役金谷正一。構成員、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役福家貢。構成員、遠軽町西町2丁目10番地31、株式会社工藤電機、代表取締役工藤英高であります。

この工事につきましては、平成30年6月19日、議会の議決をいただき、同日契約を締結し、6月20日から着工、令和元年10月31日の完成を予定しているところですが、受変電設備の変更に係る費用の追加による設計変更に伴い、契約金額、1億962万円を2,406万5,800円増の1億3,368万5,800円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第25号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 意見案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○6番（竹中裕志君） —登壇—

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げております。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震などの発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林における地球温暖化の防止など多大な貢献をしております。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、

引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与することであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月20日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時6分 閉会

《令和元年6月20日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田 篤秀
署 名	議 員	稻場 仁子
署 名	議 員	黒坂 貴行